

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年8月10日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区一松町地区建築協定

2 申請者の氏名

大西 鐵也

3 建築協定区域

京都市上京区室町新町の間武者小路下る一松町506番地1, 507番地4から507番地10まで, 507番地13, 507番地16から507番地20まで, 508番地, 508番地1, 508番地2, 508番地4, 508番地5, 509番地, 510番地2, 511番地, 512番地1から512番地7まで, 512番地11から512番地13まで, 512番地15, 512番地16, 512番地18, 513番地, 513番地1, 513番地2, 514番地3から514番地6まで, 662番地2, 662番地6から662番地8まで, 663番地1, 664番地1, 同区武者小路通室町西入武者小路町425番地3, 同区新町通一条上る一条殿町503番地15並びに同区室町通武者小路下る福長町534番地及び534番地4

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区室町新町の間武者小路下る一松町506番地4, 507番地3, 507番地11, 507番地12, 507番地14, 507番地15, 508番地3, 510番地1, 512番地10, 514番地2, 662番地1, 662番地3, 662番地5及び664番地2

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成29年8月10日付け第13-002号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)